

## 新日本スポーツ連盟 千葉県空手協議会規約

- 第 1 条 (名 称) この会は千葉県空手協議会と称し、事務局を新日本スポーツ連盟千葉県連盟に置く。  
住所 千葉市稲毛区穴川 3-1-17 黒川ビル
- 第 2 条 (目 的) この会は新日本スポーツ連盟の目的・活動の主旨を基に空手を通して会員の健康増進、  
会員相互の親睦を深めるとともに空手の普及と発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 (活動・事業) この会は前条の目的を達成するために次の活動及び事業を行う。
- 1 夏季空手大会・冬季(千葉県スポーツ祭典)空手大会の開催。
  - 2 講習会・練習会・親睦会・審判研修会の開催。
  - 3 他団体との交流を深める。
  - 4 その他、この会の目的達成に必要な活動。
- 第 4 条 (構 成) この会は千葉県及び千葉県近郊に在住・在勤・在学する個人又は団体の空手愛好者で  
構成する。
- 第 5 条 (総 会) 総会はこの会の最高決議機関であり、毎年 1 回開催され次の事項を審議・決定する。
- 1 活動方針の審議・決定
  - 2 決算の承認及び予算の決定
  - 3 規約の改訂
  - 4 役員を選出
  - 5 その他重要事項についての決定
- 第 6 条 (理事会) この会の運営を円滑にするために理事会を置く。  
理事会は総会の決定に基づく執行機関であり、会長がこれを召集する。
- 第 7 条 (役 員) 理事会の役員は次の通りである。
- 1 役員は、会長 1 名、理事長 各団体から理事各 1 名、会計監査 1 名を置く。
  - 2 役員は、総会において選出される。
  - 3 理事会運営を活性化するため会長指名理事を選出することができる。
- 第 8 条 (役員の仕事) 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は会を代表し、総会の決定に基づく会務全般を統括する。
  - 2 理事長は、理事会の決定に基づく会務一般を統括する。
  - 3 会計はこの会の会計を経理する。
  - 4 会計監査はこの会の会計を監査する。
- 第 9 条 (役員の仕事) 役員の仕事は 1 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 10 条 (決議権及び議決) この会の決議はその構成員の過半数の出席を持って成立し、出席者の過半数をも  
って議決する。総会において委任状を提出した者は出席者とする。
- 第 11 条 (収 入) この会の経費は次の各号の収入をもってこれを充てる。
- 1 会費
  - 2 事業収入
  - 3 寄付金
  - 4 その他
- 第 12 条 (会 費) 会員の年会費は次の通りとする。
- 1 個人会費 円
  - 2 団体会費 (1 クラブ、サークル、道場)  
5000 円
- 第 13 条 (会計 年度) この会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 14 条 (規約 改正) この規約の改正は総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決による。
- 附則 この規約は 2008 年 4 月 27 日より施行する。  
2011 年 5 月 7 日 改定